

令和2年第3回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和2年2月25日(火)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後2時50分					
閉会時刻	午後4時50分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	欠席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	欠席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 市川 徹 主査 大森 充浩 川口 美和子 主事 榑 有也
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第11号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第6	議案第12号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第7	専決処分の報告について
その他	

議 長	これより、議事に入ります。
	<b>日程第 1 議事録署名委員の指名</b>
	日程第 1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 5 番、7 番にお願いします。
	<b>日程第 2 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</b>
議 長	日程第 2 議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。
事 務 局	〈議案朗読〉
議 長	本件担当の 13 番、申請地の状況について説明をお願いします。
13 番	申請地は、〇〇保育園から北に約 250m先に位置します。現地は、一部は耕作されていました。また、重機が置いてあり、何かを片付けている状況でした。
議 長	続いて、2 番、申請人の状況について説明をお願いします。
2 番	譲受人は、高萩の〇〇病院の近くに住んでおり、会社を退職後、相続を受けた農地において、農業を始めたとのこと。譲受人は、譲渡人の息子であり、父親の〇〇氏に、いつ何が起きるかわからないという理由から、今後、中心となる息子へ農地の権利を移転するために、今回の申請をしたとのこと。
議 長	只今、13 番及び 2 番より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
3 番	息子の〇〇氏は、現在、兼業ですか。
2 番	現在は兼業とのこと。農業は 2 人で行っています。
3 番	中心となる方が兼業ということですが、権利を移転して大丈夫なのでしょうか。
事 務 局	〇〇氏の農業従事日数は、年間 160 日となっています。今後、経営の中心となっていく息子に、権利を移転したいとの意向であると思います。
3 番	今後、中心となった際には、さらに集積を行っていくような方でしょうか。
事 務 局	〇〇氏の意向は聞いていないため、わかりません。
議 長	他に質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
議 長	事務局より 2 番の朗読をお願いします。
事 務 局	〈議案朗読〉
議 長	本件担当の 4 番、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
4 番	24 日に譲受人と一緒に現地確認をしました。申請地は、日高総合公園通り

		を〇〇〇〇方面に進み、神流橋の手前を南に入った先に位置します。
		申請地は、南側道路から見て、奥行き1m程しかない細長い形状をしています。市道を整備した際に残地とされたことから、このような形状となったとのこと。このまま〇〇氏が所有していても保全管理のみとなってしまうので、今回、地続きとなる北側の農地を所有する〇〇氏が一体で利用するために購入したいとのことで申請しています。
議 員	長	只今、4番より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員	長	ありません。
議 員	長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委 員	長	異議なし。
議 員	長	異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
議 員	長	事務局より3番の朗読をお願いします。
事 務 局	議 長	〈議案朗読〉
議 員	長	事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	議 長	申請地は、日高高校通り沿いの〇〇自動車前の道を南に80m程進み、その道路から畑道に入った先に位置します。現地の状況は、保全管理が適正に行われていました。
		譲受人は妻と2人で農業を営み、年間150日以上従事する農業者です。今回、譲渡人から年齢とともに管理等が厳しくなってきたこと、また、近隣の方に土地を利用してもらえたらとの希望で、申請地を譲りたいとの話があったとのこと。
		申請地は、譲受人の自宅及び所有地に近接しており、以前から身近で野菜を栽培する土地を取得したいとの意向があったため、今回の申請に至りました。また、申請地西側に隣接する地番〇〇〇番〇の土地は、現在、市が所有していますが、この土地についても購入したいとの話をしていました。
		申請地では、里芋、大根などを栽培する計画となっています。なお、現在収穫した野菜は、自己処理と近隣の方に譲渡しているそうです。
議 員	長	只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員	長	ありません。
議 員	長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委 員	長	異議なし。
議 員	長	異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
		<b>日程第3 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について</b>
議 員	長	日程第3議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。
事 務 局		〈議案朗読〉

議 長  
4 番

本件担当の 4 番、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。  
21 日に現地等を確認しました。申請地は、日高総合公園通りを〇〇〇〇方面に進み、神流橋の手前を左に入り、100m程進んだ先に位置します。現地の状況は、ほうれん草などの野菜が作付けされていました。

現在、譲受人の自宅が申請地北側にありますが、結婚し家族を持つ長男が、譲受人の自宅に引っ越しをしてくるということで、自宅を長男に譲り、譲受人の住宅を建築する計画となっています。当初、二世帯住宅を検討しましたが、家庭事情により断念し、また、当該申請地に長男家族の住宅を建築することも検討しましたが、どうしても既存住宅に住みたいとのことであつたため、今回の申請に至つたとのことでした。

議 長  
委 員  
議 長

只今、4 番より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。  
ありません。  
質疑なしと認めます。よつて質疑を終結します。お諮りします。農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員  
議 長

異議なし。  
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長

#### 日程第 4 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。

事 務 局  
議 長  
12 番

〈議案朗読〉  
本件担当の 12 番、申請地の状況について説明をお願いします。  
20 日に現地確認をしました。申請地は、〇〇〇〇の西側にある 4 m 道路の反対側に位置します。現地は栗林として利用されており、草等の管理が適正にされていました。また、〇〇〇〇の敷地内にて、フォークリフトで資材を運んでいましたが、その資材等を置く計画であると思ひました。なお、農業委員会の担当外ではありますが、車両ナンバーの付いていないフォークリフトが道路を走行していたのが、気になりました。

議 長  
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。  
当該申請は、農振農用地からの除外から計画されているもので、令和 2 年 1 月に除外認可を受けています。譲受人は、日高市に本社を置き、牛乳、生クリームなどの乳製品の製造を行う事業者です。今回の申請目的については、製品及び原材料を運搬するコンテナ類を保管する場所に不足が生じており、現在は敷地内の余剰地などで保管している状況です。なお、資材となるものは、小中学校などに牛乳を運搬する際のコンテナとコンテナを乗せるパレットになります。小中学校が長期の休みとなりますと牛乳の運搬がなくなることで、コンテナ類の量が多くなり、敷地内の余剰地では置ききれない状況になることから、これを解消するため、資材専用の置場を設置する計画となっています。

申請地の農地区分は 2 種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議長	<p>す。なお、12番より話のありましたフォークリフトの件については、事業者へそのような指摘があった旨を報告させていただきます。</p>
8番 事務局	<p>只今、12番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。</p>
8番 事務局	<p>〇〇〇〇の敷地と申請地の間にある市道は、舗装道路ですか。</p> <p>はい。舗装道路です。</p>
8番 事務局	<p>舗装道路であれば、フォークリフトが容易に横断できるということですね。</p> <p>はい。フォークリフトのような小型の車両であれば、道路の通行に支障はないと思います。</p>
議長 委員	<p>先程の件も含め、事業者に適正な運用をお願いしたいと思います。</p> <p>はい。事業者へお伝えします。</p>
議長	<p>他に質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>ありません。</p>
委員 議長	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
議長 事務局 議長 2番	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の2番、申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>先日、現地確認をしました。申請地は、総合公園入口とバイパスに隣接するセブンイレブンとの間に位置します。現地は長い間、耕作はされていない状態で、端に大きな木が6本ぐらいありました。申請地付近も耕作されていない状況であるため、資材置場の利用となっても問題はないと思います。</p>
議長 事務局	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は、入間市に本社を置き、建設現場の足場材の施工及び販売を行う事業者です。現在、当該申請地の北西に既存資材置場がありますが、建築工事に係る仮設足場の需要が大幅に増加しており、足場材の保有量も増えていることから、現在の置場だけでは運営が厳しい状況です。足場材の出し入れを効率よく行っておりますが、全ての足場材が返却されてしまうと置ききれず、足場材を高く積み上げるなど、安全面にも不安が生じてしまいます。このことから、近隣で新規に置場を設置する検討をし、当該申請地の所有者との交渉が整ったことから、今回の申請に至っています。</p>
議長	<p>申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま</p> <p>す。</p>
3番	<p>只今、2番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>今回の計画で造成はありますか。造成があると隣接する水路に影響はありますか。</p>

事務局	特に造成は行わず、整地をして碎石を敷く計画となっています。なお、南側水路の管理者である入間第二用水土地改良区へ、申請人が事前に相談をしており、資材置場設置に係る意見はなく、受益地からの脱退手続きについての話があったそうです。なお、資材置場の周囲にフェンスなどを設置して、外部への流出を防ぐとしています。
3番 事務局	現地の感じでは、水路の方が低いように見えますが、申請地に接する道路の方が高く、水路の方へ下がっていくように見えますが、申請地と道路の高さは、そこまで変わらないと思われます。
10番	造成は行わないとのことですが、申請地は湿地のように感じますので、重たい資材を置いても大丈夫ですか。
事務局	また、申請地の近くに公園があり、大勢の人が集まる場所でもあるので、置場を囲うなど、安全面や景観にも配慮いただきたいと思います。
事務局	造成は行わない予定ですが、許可後に地盤の状態を確認して、地盤改良が必要な場合には、造成が行われる可能性もあります。なお、地盤調査等は、許可後に行うこととなります。 また、安全面などについては、事業者においてフェンスを設置するなど外部からの侵入を防ぐ対策はされると思います。
8番 事務局	当該申請は、開発行為許可も該当しますか。 開発行為には該当しません。
議長	他に質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。
議長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議長	事務局より3番の朗読をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
議長	本件担当の3番、申請地の状況について説明をお願いします。
3番	昨日、現地を確認してきました。申請地は、ひだかアリーナ前の道路を東に進み、〇〇〇〇のある交差点を左折した〇〇〇〇の手前に位置します。案内図には道路が図示してありますが、実際には道路の形態が殆どなく、〇〇〇〇の敷地を通過して申請地まで行きました。現地の状況ですが、地番〇〇〇〇は、10cm程度の枯れた草があり、地番〇〇〇と〇〇〇は、夏場は2mぐらいの草が生えていたと思われ、その草が枯れて倒れている状況でした。申請地が4,000㎡以上ありますが、譲受人の既存敷地が大きいので、申請地が狭く感じました。
議長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事務局	当該申請は、農振農用地からの除外から計画されているもので、令和2年1月に除外認可を受けています。譲受人は、日高市に本社を置き、主に鉄骨



議 長	とから、農地への復元も見込まれます。
12 番	只今、13 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。
事 務 局	当該申請地以外にも農地が存在しますが、その農地についても今後、調査がされるのですか。
12 番	旭ヶ丘地区は、文化財の調査区域ではないため、その他の農地での調査はされません。当該申請地については、遺跡跡地に近接していることから、念のため、調査を行うこととしています。
事 務 局	面積規模からすると、調査期間が 2、3 年必要ではないかと思えます。今回は、簡易的な調査になるのですね。
議 長	今回の調査は試掘であるため、簡易的なものとなります。また、調査面積から期間を設定し、所有者と調査員の都合を調整しながら調査を行うとのことです。
委 員	他に質疑がありましたらお願いします。
議 長	ありません。
委 員	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
議 長	異議なし。
	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長	<b>日程第 5 議案第 11 号 農用地利用集積計画（案）の決定について</b>
事 務 局	日程第 5 議案第 11 号農業経営基盤強化促進法第 18 第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より 1 番の朗読をお願いします。
議 長	〈議案朗読〉
3 番	本件担当の 3 番、申請地の状況について説明をお願いします。
	昨日、現地を確認してきました。初めに、田波目〇〇〇番〇についてですが、ひだかアリーナ前の道路を東に進み、信号のある交差点を左折し 80m 程進んだ先に位置します。現地は、草が 10cm 程度生えており、道路よりも 20cm 程度高くなっている畑でした。現在は、草があるので土の流出はないと思いますが、耕作が始まると道路へ土が出てしまうのではと感じました。
	次に、田波目〇〇〇番〇についてですが、先程の申請地から田波目の交差点へ進み、交差点手前を右折し、600m 程進むと左側にある集落があり、その手前に入る北に入る道路を 200m 進んだ先に位置します。道路側の地番〇〇番〇が山林で防風林のようになっており、その防風林の北側から申請地に入るような感じですが。現地は、道路より少し高い畑で、現地に行った際に、借受人の作業員の方が、手入れをしていました。
議 長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	借受人は、市から認定農業書の認定を受けており、年間の農業従事日数は 300 日、主にトマト、イチゴなどを栽培する農業者です。申請地の田波目〇

議長	<p>〇〇番〇については、借受人の経営地に近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。田波目〇〇〇番〇については、平成29年から利用権を設定している土地で、引き続き耕作を行うため、更新をするものです。</p>
委員 議長 議長	<p>只今、3番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
議長	<p>2番の議事に入ります前に、議事参与の制限により、13番は退室をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より2番の朗読をお願いします。</p>
事務局 議長 事務局	<p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地について、20日に現地確認をしました。申請地は、旭ヶ丘のローソンから南へ400m程進んだ先に位置します。現地の状況は、適正に管理されていました。</p> <p>借受人は、市から認定農業者の認定を受けており、年間の農業従事日数は300日、主にキャベツ、サツマイモ、ブロッコリーなどを栽培する農業者です。申請地は、平成29年から利用権を設定している土地で、引き続き耕作を行うため、更新をするものです。</p>
議長 委員 議長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。13番の入室をお願いします。</p>
議長 事務局 議長 12番	<p>事務局より3番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の12番、申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>20日に現地を確認しました。申請地は、細長い形状をしていますが、日当たり及び風通りが良く、土の質も柔らかい畑で、トラクターで耕してありました。一部に草がありましたが、耕作には問題ないと思います。</p>

<p>議 長 7 番</p>	<p>続いて、7 番、申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>借受人の農業従事日数は 300 日、露地野菜を年間通して、60 から 70 種類栽培しているとのこと、出荷は個人と飲食店にしているそうです。現在借りている農地の一部を返却することになるため、経営規模拡大を目的として申請したとのこと。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、12 番及び 7 番より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>日程第 6 議案第 12 号 農業振興地域整備計画の変更について</b></p> <p>日程第 6 議案第 12 号農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。本件については、計画を変更することについて、日高市長より意見を求められています。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p> <p>農業振興地域整備計画変更資料の総括表をご覧ください。</p> <p>事案番号 1 は、除外理由が敷地拡張（工場）となり、事業規模拡大に伴う新規工場の建築を目的としています。</p>
<p></p>	<p>続いて、事案番号 2 は、除外理由が地縁住宅となり、申請人の妻の父が所有する土地に、住宅を建築することを目的としています。</p>
<p></p>	<p>続いて、事案番号 3 は、除外理由が地縁住宅となり、申請人の妻の母が所有する土地に、住宅を建築することを目的としています。</p>
<p></p>	<p>続いて、事案番号 4 は、除外理由が資材置場及び駐車場となり、現在借りている既存資材置場及び駐車場の返却に伴い、新規に資材置場及び駐車場を設置することを目的としています。</p>
<p></p>	<p>続いて、事案番号 5 は、除外理由が敷地拡張（倉庫及び資材置場）となり、製品需要の増加に伴い、置場の確保が必要となったため、置場の拡張を目的としています。</p>
<p></p>	<p>続いて、事案番号 6 は、除外理由が地縁住宅となり、申請人の父が所有する土地に、住宅を建築することを目的としています。</p>
<p></p>	<p>続いて、事案番号 7 は、除外理由が資材置場となり、事業拡大に伴い、置場が不足しているため、新規に置場を設置することを目的としています。</p>
<p></p>	<p>以上の案件について、計画内容に必要性が認められること、また、除外目的、近隣の状況等から判断して、農業振興地域整備計画上は問題あ</p>

議 長	りません。 只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
8 番	農業振興地域整備計画の見直しについて、定期的に行っていると思いますが、どの程度の期間で行っているのですか。
事 務 局	前回の見直しが平成 19 年度に行っています。その前は、平成 8 年度に行っています。概ね 10 年での見直しを行っています。
8 番	見直しをする場合、除外できる面積について、県や市で定められているのですか。
事 務 局	特に面積は定められていませんが、現在は、優良農地を確保していくという傾向であるため、除外することは難しい状況です。
議 長	他に質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑について終結します。なお、本件について、意見等がありましたら、2月28日までに、事務局へ連絡してください。
議 長	<b>日程第 7 専決処分の報告について</b>
議 長	日程第 7 専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	続いて、その他の事項として、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	昨年、他県の農業委員会において、会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が発生しました。なお、不祥事については、近年で合計 4 件発生しています。
議 長	農業委員会は、市の行政委員会であるため、法令遵守はもちろんのこと、個人情報保護の徹底や農地制度の適正執行などに努めなければなりません。普段から委員としての職務、責任について自覚していただいていると思いますが、改めて、委員としての立場や役割を再認識していただき、農業委員会業務に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	只今、事務局から説明がありましたが、農業委員会の職務と責任を改めて自覚し、適正な農業委員会運営をしていきたいと思えます。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

署 名

この議事録は、農業委員会事務局が作成したものであるが、議事録の内容が正当であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議事録署名委員

印

印